特定非営利活動法 都市づくり建築技術研究所　確認検査業務約款

（責務）

第１条 建築主（以下「甲」という。）及び特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所（以下「乙」という。）は、建築基準法（以 下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例を遵守し、この約款（申請書、引受承諾書及び引受証を含む。以下同じ。）及び特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所確認検査業務規程（以下「規程」という。）に定められた事項を内容とする契約（以下「この契約」という。）を履行する。

２ 甲は、乙への申請書及び添付図書について事実に相違ない事を記載しなければならない。

３ 乙は、善良なる管理者の注意義務をもって、引受承諾書又は引受証に定められた業務を次条に規定する日（以下「業務期日」 という。）までに行わなければならない。

４ 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

５ 甲は、別に定める特定非営利活動法人都市づくり建築技術研究所確認検査業務手数料規程（以下「手数料規程」という。）に基づき算定された額の手数料を、第３条に規定する日（以下「支払期日」という。）までに支払わなければならない。

６ 甲は、この契約に定めのある場合、又は乙の請求があるときは、乙の業務遂行に必要な範囲内において、引受承諾書又は引受証に定められた業務の対象の建築物、建築設備、又は工作物（以下「対象建築物等」という。）の計画、施工方法その他必要な情報を遅滞なくかつ正確に乙に提供しなければならない。

７ 甲は、乙が確認検査業務を行う際に、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、業務上必要な調査又は検査を行うことができるよう協力しなければならない。

８ 甲は、乙の確認検査業務において、対象建築物等の確認申請に係る図書に関し乙の審査において必要と認められる追加説明等の求め又は不備や不明確な点等の指摘に対し、速やかに補正や追加説明書等必要な措置をとらなければならない。乙が期限を明示した場合は、当該期限内にこれを行わなければならない。完了検査申請における追加説明書等必要な措置についても同様とする。

（業務期日）

第２条 乙の業務期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

（１）確認業務　　引受承諾書の交付後７日以内（但し、建築基準法第６条第１項第１号から第３号に規定されるものは 28 日以内）

（２）中間検査業務　　中間検査引受証に記載の特定工事終了（予定）年月日から３日

（３）完了検査業務　　完了検査引受証に記載の工事完了（予定）年月日から７日

（４）仮使用認定業務　引受承諾書の交付後 30 日以内

２ 乙は、甲が前条第５項から第８項までに定める責務を怠ったときその他乙の責に帰すことができない事由により、業務期日までに業務を完了することができない場合には、甲に対しその理由を明示の上、業務期日の延長を請求することができる。この場合において、必要と認められる業務期日の延長その他の必要事項については甲乙協議して定める。

（手数料の支払期日）

第３条 甲の支払期日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期日とする。

（１）確認の申請手数料　　引受承諾書交付日から３営業日又は確認済証交付日のいずれか早い日

（２）中間検査の申請手数料　　引受証交付日から３営業日又は中間検査合格証交付日のいずれか早い日

（３）完了検査の申請手数料　　引受証交付日から３営業日又は検査済証交付日のいずれか早い日

（４）仮使用認定の申請手数料　引受承諾書交付日から３営業日又は仮使用認定通知書交付日のいずれか早い日

２ ただし、甲乙協議により前項の支払期日に拘わらず合意した場合は、合意された日を期日とする。

（手数料の支払方法）

第４条 甲は、手数料を、前条の支払期日までに、乙の指定する銀行口座に振込みの方法で支払うものとする。なお、振込みに係る費用は甲の負担とする。

２ 甲は、甲乙協議により合意した場合には、別の支払方法をとることができる。

（確認審査中の計画変更）

第５条 甲は、確認済証の交付前までに甲の都合により対象建築物等の計画を変更する場合、甲は、当該確認の申請を速やかに取り下げなければならない。取り下げた後、当該変更後の対象建築物等の計画の確認の申請を乙に再度提出する場合は、別件として改めてこれを行わなければならない。

２ 前項の申請の取り下げがなされた場合は、次条第２項の契約解除があったものとする。

（甲の解除権）

第６条 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。

（１）乙が、正当な理由なく、第２条の各号に掲げる業務を当該各号に定める業務期日までに完了せず、またその見込みのない時

（２）乙がこの契約に違反したことにつき、甲が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき

２ 前項に規定する場合のほか、甲は、乙の業務が完了するまでの間、いつでも乙に書面をもって申請を取り下げる旨を通知してこの契約を解除することができる。

３ 第１項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときはこれの返還を乙に請求することができる。また、甲は、その契約解除によって生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。

４ 第１項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求することができ

る。
5 第２項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、手数料規程に定める場合を除きこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。
6 第２項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（乙の解除権）
第７条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に書面をもって通知してこの契約を解除することができる。
（１）甲が、正当な理由なく、第３条の各号に掲げる手数料を当該各号に定める支払期日までに支払わない場合
（２）甲がこの契約に違反したことにつき、乙が相当期間を定めて催告してもなお是正されないとき
2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときはこれを甲に返還せず、また当該手数料がいまだ支払われていないときはこれの支払を甲に請求することができる。また、乙は、その契約解除によって甲に生じた損害について、その賠償の責めに任じないものとする。
3 第１項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求することができる。

（計画の特定行政庁への通知）
第８条 乙は、この契約を締結した後、建築場所の特定行政庁から要請がある場合に対象建築物等（建築物に限る。）の計画の概要を、当該特定行政庁へ通知する。
2 前項の通知によって甲に生じた損害については、乙は、その賠償の責めに任じないものとする。

（電子申請）
第９条 甲の確認、中間検査、完了検査又は仮使用認定の申請が、電子申請の方法により行われた場合において、乙は、次の各号について、電子情報処理組織にて交付を行う。ただし、甲乙協議の上で、交付方法について、別途定めることができる。なお、確認済証、中間検査合格証、検査済証及び仮使用認定通知書については、書面にて交付を行う。
（１）確認済証の交付時における副本
（２）適合しない旨の通知書及びその交付時における副本並びに適合するかどうかを決定できない旨の通知書
（３）中間検査合格証を交付できない旨の通知書
（４）検査済証を交付できない旨の通知書
（５）仮使用認定通知書の交付時における副本
（６）適合しないと認める旨の通知書及びその交付時における副本
2 乙が電子署名を付して交付する電磁的記録に付与された電子署名の有効性が確認できる期間は、電子署名を付した電子証明書の有効期限までとする。なお、当該電子署名の有効性が確認できる期間の延長については行わない。
3 乙は、規程第１３条に規定する確認検査業務を行う時間（以下、「業務時間」という。）内に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は速やかに、業務時間外に電子申請に係る電磁的記録が到達した場合は次の業務時間内に、それぞれ規程第１７条第２項に規定する審査を行い、当該申請を引き受けるものとする。
4 乙の電子申請に係る業務を行う事務所は、規程第１４条に規定する事務所とする。

（リモート検査）
第１０条 乙は、中間検査、完了検査又は仮使用認定においてリモート検査を行うことができる。
2 乙は、次の各号について、あらかじめ甲と協議する。
（1）検査体制(使用する機器、Web 会議システム等)
（2）書類検査の方法
（3）検査補助者の安全対策
（4）中断したときの対応
（5）映像・音声の記録及び保存の取扱い
3 甲は、乙がリモート検査を行う際に、検査補助者が、対象建築物等、対象建築物等の敷地又は工事場に立ち入り、検査を補佐することができるよう協力しなければならない。
4 甲は、第２項のリモート検査の方法については、乙と別途協議することができる。
5 乙のリモート検査に係る業務を行う事務所は、規程第１４条に規定する事務所とする。

（秘密保持）
第１１条 乙は、この契約に定める業務に関して正当な理由なく知り得た秘密を漏らし、又は自己に利益のために使用してはならない。

（損害賠償）
第１２条 甲及び乙はこの契約に定める業務に関して発生した損害に係る賠償額を相手方に請求することができる。ただし、その損害賠償請求額の上限を申請手数料の１０倍までとする。

（別途協議）
第１３条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

改訂：令和７年４月１日